

# 市営住宅入居申込要領

## (単身者用/一般住戸)

令和 8 年度 随時募集用

敦賀市建設部住宅政策課

### 1. 公営住宅入居収入基準額早見表(前年中の総収入金額による)

下表は、申込者がひとり親控除、寡婦控除、障害者控除等の対象者でない場合の収入基準です。

- ▶ 総収入金額は、給与・賞与等の全てを含めた収入金額のことです(≠「所得」額)。
- ▶ 給与収入と年金収入の両方がある場合は、それぞれを所得額に換算して算出した所得月額が、下記の収入基準以下でないと、入居の申込みができません。
- ▶ 前年の1月から申込時までの間に、途中就職・休職・退職した場合は参考になりません。
- ▶ 改良住宅の入居収入基準(114,000円/月以下)には適用できません。

#### ◎一般世帯の総収入金額

所得月額	年齢	給与収入の場合	年金収入の場合
158,000円以下	65歳未満	年収 2,967,999円 [算定所得年額] 1,994,800円 [算定所得月額]	年収 3,028,000円 [算定所得年額] 1,996,000円 [算定所得月額]
	65歳以上	1,994,800円 [算定所得年額] 157,900円 [算定所得月額]	年収 3,096,000円 [算定所得年額] 1,996,000円 [算定所得月額] 158,000円

#### ◎高齢者・障害者世帯等の総収入金額

所得月額	年齢	給与収入の場合	年金収入の場合
259,000円以下	65歳未満 及び	年収 4,563,999円 [算定所得年額] 3,208,000円 [算定所得月額]	年収 4,580,000円 [算定所得年額] 3,208,000円 [算定所得月額]
	65歳以上	259,000円 [算定所得月額]	259,000円 [算定所得月額]

## 2. 申込資格

下記①～⑧の全てに該当することが必要で、非該当がある場合は申込資格がありません。

### ① 市内に住所を有していること、または市内に就業している(就業予定である)こと。

- ▶ 外国籍の方は、在留許可期間が1年以上(中長期在留者や永住者)必要です。

### ② 収入(所得月額)が下記基準額以下であること。

- ▶ 申込者の所得額から控除額を差引いて算出する、所得月額の基準です。
- ▶ 令和7年1月以降に職場を変更した場合は、申込みの際に、現職場から収入証明書類が取れる方でなければ申込みができません。

◎一般世帯・・・158,000円以下(改良住宅は114,000円以下)

◎高齢者・障害者世帯等・・・259,000円以下(改良住宅は139,000円以下)

○所得月額の算出方法

所得年額から控除額を差引いた残額の12分の1の額です(下記計算式で算出します)。

所得年額 - 各控除額(下記参照) ÷ 12ヵ月

- ▶ 施行令控除・・・100,000円。給与所得や公的年金等雑所得のある者(所得額が当該額未満の場合は所得額全額)。
- ▶ ひとり親控除・・・350,000円(所得額が当該額未満の場合は所得額全額)。ひとり親で扶養する子がいる場合に控除。
- ▶ 寡婦控除・・・270,000円(所得額が当該額未満の場合は所得額全額)。寡婦に該当する場合に控除。
- ▶ 障害者控除・・・270,000円。障害者(身体障害3～6級)に該当する場合に追加控除。
- ▶ 特別障害者控除・・・400,000円。重度障害者(身体障害1～2級)に該当する場合に追加控除。

### ③ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

- ▶ 入居しようとする方に持ち家がある場合や、現に(扶養されている)同居親族がありながら不自然に別居して入居しようとする場合は、申込みができません。

### ④ 申込者が暴力団員ではないこと。

### ⑤ 常時の介護が不要であること。

- ▶ 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ受けることが困難な場合には、同居する親族が必要。

### ⑥ 連帯保証人(1人)及び身元引受人(1人)があること。

- ▶ 連帯保証人となれる方は、入居の申込みをする方と同程度以上の収入がある方で、かつ原則として市内在住の、市営住宅入居者以外の方です。
- ▶ 特に、身元引受人については、原則として申込者の親族である市内在住の方で、市営住宅入居者以外の方にしていただく必要があります。
- ▶ 連帯保証人が申込者の親族である場合は、身元引受人と兼ねることができます。
- ▶ 上記の連帯保証人が確保できない場合、市長が指定する家賃債務保証業者との家賃に関する保証委託契約をもって、連帯保証人に代えることができます。

### ⑦ 市営住宅管理条例・同条例施行規則を厳守し、健全な共同生活を円満に営むこと。

- ▶ 市営住宅家賃等の未払いがある、迷惑行為等で行政処分経験がある方は申込みできません。

### 3. 必要書類

入居を申込まれる方には、下記の書類を提出(提示)していただきます。申込資格確認のために、他にも証明書等を提出いただく場合があります。書類不備の場合は、受け付けできません。

#### 【提出(提示)必須書類】

- ◎敦賀市営住宅入居申込書 ⇒ 住宅政策課で配布
- ◎市営住宅補充募集申込者居住状況調書(単身者用) ⇒ 住宅政策課で配布
- ◎令和7年度所得証明書 ⇒ 居住地の税務担当課等で発行
- ◎令和7年分源泉徴収票または確定申告書の控え ⇒ 就業先から発行または自身で保管
  - ▶ 令和7年1月以降に職場を変更した場合は、退職及び収入の(見込)証明書類等も必要。
- ◎住民票(謄本) ⇒ 居住地の住民担当課等で発行
  - ▶ 申込者と、現に同居中の方全員分の住民票(世帯主・続柄・筆頭者・本籍を省略しないこと)。
- ◎戸籍謄本 ⇒ 居住地の住民担当課等で発行
- ◎単身入居の申込みに係る入居資格認定のための申立書 ⇒ 住宅政策課で配布

#### 【該当者のみ提出(提示)書類】

- 令和7年分年金源泉徴収票または支払通知書 ⇒ 公的年金は年金事務所で発行
  - ▶ 申込者が各種年金、恩給等を受けている場合は提出。
- 就業状況証明書 ⇒ 住宅政策課で様式を配布
  - ▶ 申込者が市外在住の場合、市内に就業している(内定)証明のため、就業先で記入の上提出。
- 収入(見込)証明書及び就業状況(退職)証明書 ⇒ 別紙「就業状況チェックシート」参照
- 身体障害者手帳 ⇒ 申込者が持参
  - ▶ 申込者が障害者認定を受けている場合は提示。
- 在留カード ⇒ 該当する方(入居する予定の外国籍の方)のものを持参
  - ▶ 更新中の場合は、手続書類の写し等の更新期間が確認できる書類等を提出。
- その他書類 ⇒ 現住居からの立退きを請求されている場合等に提出。

### 4. 入居申込と入居決定について

入居を申込まれる方は、必要書類と印鑑をご持参のうえ、市役所3階住宅政策課にて申込みをしてください。入居者は、申込み順に先着で決定となります。また、一度市で受け付けした書類(所得証明書、住民票、戸籍謄本等の添付書類を含む)は全て公文書の扱いとなり返却できませんので、予め了承の上、申込みする方各自で写しを取っておくなどして対応ください。

- ▶ 市役所開庁日(土・日・祝日以外)の8:30~17:15に受け付けします。
- ▶ 申込書類は、原則として申込者本人が提出してください。止むを得ず代理の方が提出された場合は、後日に申込者の方に住宅政策課窓口までお越しいただく場合があります。
- ▶ 申込書類の受け付け後、入居資格を審査し、速やかに入居の可否を電話でお知らせします。

### 5. 入居予定日

入居が決定した場合は、決定の通知から10日以内に入居していただきます。

- ▶ 上記は「入居手続き」の期間であり、この期間中に引越し作業を完了しなければならないという訳ではありません。
- ▶ 入居時には、契約書類及び身元引受人届出書を提出し、敷金(家賃の3ヵ月分)及び当月分の家賃を納付してください。
- ▶ 特段の理由無く、入居決定から10日以内に入居手続きが完了しない場合は入居の決定を取り消しますので予めご承知ください。